

# 東京都消費生活条例施行規則（抜粋）

平成 6 年 1 2 月 2 6 日  
東京都規則第 2 2 5 号  
平成 2 8 年 2 月 1 0 日改正

## 第 5 章 東京都消費者被害救済委員会

（知事が別に定める団体）

第 1 2 条の 3 条例第 29 条第 1 項に規定する法人その他の団体であつて知事が別に定めるものとは、次に掲げる要件を満たす団体をいう。

- 一 消費生活に関する情報の収集及び提供並びに消費者の被害の防止及び救済のための活動その他の不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動を行うことを主たる目的とすること。
- 二 消費生活に係る相談及びあっせん（以下「消費生活相談等」という。）を相当期間にわたり継続して適正に行っていること。
- 三 消費生活相談等を専門的な知識及び経験を有する者により適正に行っていること。
- 四 消費生活相談等の実施に係る組織、消費生活相談等の実施の方法、消費生活相談等に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持の方法その他の消費生活相談等を適正に遂行するための体制及び業務規程が適切に整備されていること。
- 五 消費生活相談等を適正に遂行するための経理的基礎を有すること。

（告示）

第 1 2 条の 4 知事は、条例第 29 条第 1 項に規定する団体を定め、又は変更したときは、速やかに告示しなければならない。

## 第 6 章 消費者訴訟資金の貸付け

（貸付けの額）

第 1 3 条 条例第 3 2 条に規定する訴訟資金の貸付けの額は、次の表の上欄に掲げる貸付けの範囲の区分に従い、それぞれ同表下欄に掲げるとおりとする。

| 貸付けの範囲      | 貸 付 額                                                                               |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------|
| 裁判手続費用      | 裁判所に納める額（民事訴訟費用等に関する法律（昭和 4 6 年法律第 4 0 号）第 2 章の規定により裁判所に納める費用をいう。）を限度として、知事が相当と認める額 |
| 弁護士費用       | 弁護士に支払う報酬等について、その支払額を限度として、知事が相当と認める額                                               |
| その他訴訟に要する費用 | 書証作成費用、通信連絡費用等訴訟遂行上必要な費用であつてその支払額を限度として、知事が相当と認める額                                  |

|             |                                                                                              |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 権利の保全に要する費用 | 裁判所が決定した保証金、裁判所が囑託する登記又は登録につき納める登録免許税の額並びに執行官法（昭和41年法律第111号）の規定による手数料及び費用の額を限度として、知事が相当と認める額 |
| 強制執行に要する費用  | 裁判所が囑託する登記又は登録につき納める登録免許税の額並びに執行官法の規定による手数料及び費用の額を限度として、知事が相当と認める額                           |

（貸付けの申込み）

第14条 条例第33条の規定により貸付けの申込みをしようとする者は、東京都消費者訴訟資金貸付申込書（別記第4号様式）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 一 住民票抄本
- 二 被害概要書（別記第5号様式）
- 三 訴訟等の費用支払予定額調書（別記第6号様式）

（貸付けの決定）

第15条 知事は、条例第34条の規定により貸し付けることに決定したときは東京都消費者訴訟資金貸付決定通知書（別記第7号様式）により、貸し付けないことに決定したときは東京都消費者訴訟資金貸付等不承認通知書（別記第8号様式）により、その旨を申込者に通知するものとする。

（貸付決定の取消し）

第16条 知事は、前条の貸付けの決定通知を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付けの決定を取り消すことができる。

- 一 次条第1項に規定する期間内に契約を締結しないとき。
  - 二 偽りの申込みその他不正の手段によって貸付けの決定を受けたとき。
- 2 知事は、前項の規定により貸付けの決定を取り消したときは、東京都消費者訴訟資金貸付等決定取消通知書（別記第9号様式）により通知するものとする。

（貸付金の交付）

第17条 第15条の貸付けの決定通知を受けた者は、当該通知を受けた日から14日以内に、契約書（別記第10号様式1又は2）により契約を締結しなければならない。

- 2 前項の契約には、確実な連帯保証人を立てなければならない。ただし、連帯して債務を負担する場合は、この限りでない。
- 3 知事は、第一項の契約を締結した後、貸付金の全部又は一部を分割して交付するものとする。ただし、貸付金の一部を交付する場合は、契約書（別記第10号様式3）により契約を締結しなければならない。

（追加貸付け）

第18条 前条第3項の規定により貸付金の全部の交付を受けた者は、当該貸付金に追加して貸付けを受ける必要が生じたときは、貸付金の追加申込みをすることができる。

- 2 前項の申込みをしようとする者は、東京都消費者訴訟資金追加貸付申込書（別記第11号様式）に

訴訟等の費用支払予定額調書及び収支精算書（別記第 1 2 号様式）を添えて、知事に提出しなければならない。

- 3 知事は、条例第 3 4 条の規定により追加して貸し付けることに決定したときは東京都消費者訴訟資金追加貸付決定通知書（別記第 1 3 号様式）により、その旨を申込者に通知するものとする。
- 4 前 2 項に定めるもののほか、追加貸付けの手続については、第 1 5 条から前条までの規定を準用する。

#### （償還期限及び方法）

第 1 9 条 条例第 3 5 条に規定する償還期限は、訴訟の終了の日から 6 月を経過した日とする。ただし、強制執行に係る貸付金の償還期限は、強制執行の終了の日から 1 月を経過した日とする。

- 2 訴訟資金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）は、前項の償還期限内に貸付金の全部を一括して償還するものとする。ただし、知事がやむを得ない理由があると認めるときは、償還期限を延長し、一括又は分割して償還することができる。
- 3 前項ただし書の規定により償還をしようとする者は、東京都消費者訴訟資金償還期限延長・分割償還申請書（別記第 1 4 号様式）に償還できないことを証する書類を添えて、知事に提出するものとする。
- 4 前項の規定による申請に対する承認の通知は、東京都消費者訴訟資金償還期限延長・分割償還承認通知書（別記第 1 5 号様式）により行うものとする。

#### （貸付金の即時償還）

第 2 0 条 条例第 3 6 条ただし書に規定する規則で定める要件は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときとする。

- 一 貸付金を目的外に使用したとき、又は事由なくその目的に使用しないとき。
  - 二 偽りの申込みその他不正の手段によって、貸付金の交付を受けたとき。
  - 三 訴えを取り下げたとき。
  - 四 確実な連帯保証人を欠き、新たに立てることができなくなったとき。
  - 五 前各号に定める場合のほか、条例及びこの規則に違反し、又は知事の指示に従わないとき。
- 2 知事は、条例第 3 6 条ただし書の規定により貸付金の全部又は一部の償還を命ずる場合は、東京都消費者訴訟資金償還請求書（別記第 1 6 号様式）により行うものとする。

#### （返還債務の免除）

第 2 1 条 条例第 3 7 条の規定により知事が借受者の債務の全部又は一部の償還を免除することができる場合は、次の各号のいずれかの場合とする。

- 一 判決又は和解によって確定した額が貸付金の額を下回ったとき。
  - 二 訴訟の結果が敗訴となったとき。
  - 三 強制執行の結果受ける配当額が貸付金の額を下回ったとき。
  - 四 借受者が死亡し、訴訟を継承すべき者がいないとき。
  - 五 前各号に定める場合のほか、知事が必要と認めたとき。
- 2 前項の規定は、条例第 3 8 条ただし書の規定により違約金を免除する場合に準用する。

(免除の申請及び決定)

第22条 条例第37条の規定により債務の償還の免除を受けようとする者は、東京都消費者訴訟資金返還債務免除申請書（別記第17号様式）に償還できないことを証する書類その他知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定により申請があった場合において、債務の償還を免除することに決定したときは東京都消費者訴訟資金返還債務免除決定通知書（別記第18号様式）により、債務の償還を免除しないことに決定したときは東京都消費者訴訟資金返還債務免除不承認通知書（別記第19号様式）により、申請者に通知するものとする。

(届出事項)

第23条 借受者は、貸付金の償還完了に至るまでの間、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに知事にその旨を届け出なければならない。

- 一 訴えを提起したとき。
- 二 訴訟が終了したとき。
- 三 訴訟について、請求の趣旨を変更したとき。
- 四 強制執行が終了したとき。
- 五 借受者が住所又は氏名を変更したとき。
- 六 連帯保証人が死亡したときその他連帯保証人を変更する必要があるとき。

2 借受者の相続人は、借受者が死亡したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。借受者の相続人は、借受者が死亡したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

(資料の提出等)

第24条 知事は、必要があると認めるときは、借受者又はその訴訟代理人に対し、貸付金に係る訴訟の進ちょく状況、資金の使用状況その他必要な資料の提出、報告又は説明を求めることができる。